

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年8月18日(2005.8.18)

【公開番号】特開2003-233555(P2003-233555A)

【公開日】平成15年8月22日(2003.8.22)

【出願番号】特願2002-34751(P2002-34751)

【国際特許分類第7版】

G 06 F 13/00

G 06 F 12/14

G 06 F 17/30

G 06 F 17/60

G 06 T 1/00

G 09 B 29/00

G 09 B 29/10

【F I】

G 06 F 13/00 5 6 0 A

G 06 F 12/14 3 1 0 K

G 06 F 17/30 1 1 0 F

G 06 F 17/30 1 2 0 B

G 06 F 17/30 1 7 0 C

G 06 F 17/60 1 2 4

G 06 F 17/60 3 0 2 E

G 06 T 1/00 2 0 0 A

G 09 B 29/00 A

G 09 B 29/10 A

【手続補正書】

【提出日】平成17年2月7日(2005.2.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】情報管理装置

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ネットワークに接続された情報管理装置であって、

前記ネットワークに接続された登録者の端末からの登録指示に基づいて、画像や文字などの複数の情報から構成されるアルバムデータと、このアルバムデータを構成する前記各情報の閲覧を許容する閲覧者を定めたアクセス制御情報とを対応付けてデータベースに記憶させるアルバムデータ登録手段と、

前記ネットワークに接続された閲覧者の端末から前記アルバムデータの閲覧要求があった場合は、前記データベースに登録された前記アクセス制御情報と前記アルバムデータを構成する各情報とに基づいて、この閲覧者に閲覧させるための閲覧用情報を該閲覧者の端

末に提供する閲覧用情報提供手段と、
を備えたことを特徴とする情報管理装置。

【請求項 2】

請求項 1 に記載の情報管理装置であって、
前記アクセス制御情報には、前記閲覧者が前記アルバムを閲覧可能な期間情報が含まれ
ている情報管理装置。

【請求項 3】

請求項 1 または請求項 2 のいずれか 1 項に記載の情報管理装置であって、
前記データベースに前記アルバムデータが記憶された場合は、前記アルバムデータを構
成する前記各情報の閲覧を許容された閲覧者に、所定の案内通知を送信する通知手段をさ
らに備えた情報管理装置。

【請求項 4】

請求項 1 乃至請求項 3 のいずれか 1 項に記載の情報管理装置であって、
前記アルバムデータを構成する前記各情報の一つとして、前記画像の撮影位置に関する
位置情報が含まれてあり、
前記閲覧用情報提供手段は、前記位置情報を含めて前記閲覧用情報を提供することを特
徴とする情報管理装置。

【請求項 5】

請求項 4 に記載の情報管理装置であって、
前記アルバムを構成する前記各情報の一つとして、前記画像の撮影位置を表す地図情報
が含まれてあり、
前記閲覧用情報提供手段は、前記地図情報を含めて前記閲覧用情報を提供することを特
徴とする情報管理装置。

【請求項 6】

ネットワークに接続された登録者の端末からの登録指示に基づいて、画像や文字などの
複数の情報から構成されるアルバムデータと、このアルバムデータを構成する前記各情報
の閲覧を許容する閲覧者を定めたアクセス制御情報とを対応付けてデータベースに記憶さ
せる機能と、
前記ネットワークに接続された閲覧者の端末から前記アルバムデータの閲覧要求があつ
た場合は、前記データベースに記憶された前記アクセス制御情報と前記アルバムデータを構
成する各情報とに基づいて、この閲覧者に閲覧させるための閲覧用情報を該閲覧者の端
末に提供する機能と、

をコンピュータ上に実現させるためのプログラム。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明は、上述した問題に鑑みてなされたもので、その目的は、複数の情報を関連付けて保存でき、後から閲覧することができる情報管理装置を提供することにある。本発明の他の目的は、複数のユーザで複数の情報を共有することができる情報管理装置を提供することにある。本発明の更なる目的は、後述する実施の形態から明らかになるであろう。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

【課題を解決するための手段】

上記課題を解決すべく、本発明に係る情報管理装置は、ネットワークに接続された情報管理装置であって、前記ネットワークに接続された登録者の端末からの登録指示に基づいて、画像や文字などの複数の情報から構成されるアルバムデータと、このアルバムデータを構成する前記各情報の閲覧を許容する閲覧者を定めたアクセス制御情報とを対応付けてデータベースに記憶させるアルバムデータ登録手段と、前記ネットワークに接続された閲覧者の端末から前記アルバムデータの閲覧要求があった場合は、前記データベースに記憶された前記アクセス制御情報と前記アルバムデータを構成する各情報とに基づいて、この閲覧者に閲覧させるための閲覧用情報を該閲覧者の端末に提供する閲覧用情報提供手段と、を備える。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

好適な実施形態では、さらにアクセス制御情報には、前記閲覧者が前記アルバムを閲覧可能な期間情報が含まれている。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

本発明の好適な実施の形態では、さらに通知手段を備える。通知手段は、閲覧用情報が登録された場合には、予め設定された所定の閲覧者に案内通知を送信する。

【手続補正16】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正17】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

アクセス制御情報は、閲覧用情報へのアクセスを制御するものであり、閲覧権限のレベルが設定されている。例えば、「閲覧不可」のレベルに設定されている閲覧用情報は外部に対して公開せず、その情報の作成者のみに閲覧させることができる。

【手続補正18】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

また、アクセス制御情報には、閲覧用情報を構成する各情報のそれぞれについて閲覧権限レベルを設定することもできる。そして、アクセス制御情報を参照し、各閲覧権限レベルに応じて閲覧用情報の全部または一部を提供することも可能である。

【手続補正19】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

例えば、地図情報は全員に公開するが、文字情報と画像情報は所定の閲覧者だけに公開する等のように、情報の種別毎に閲覧権限レベルを設定することができる。さらに、文字情報の一部（例えば、氏名等）は公開するが残り（住所や勤務先等）は非公開にする等のように、同一種類の情報でも、項目毎に閲覧権限レベルを設定することもできる。

【手続補正20】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

例えば、予め登録された全閲覧者に公開する設定の場合は、全員に対して案内通知を送信し、一部の閲覧者だけに公開する設定の場合は、その一部の閲覧者だけに案内通知を送信する。

【手続補正21】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

閲覧者が所定の権限を有するか否かは、例えば、電子メールアドレスや認証情報（ID、ログイン名、パスワード等）で判別することができる。

【手続補正22】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正23】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正24】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正25】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正26】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正27】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0034

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正28】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0035

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正29】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0036】

また、アルバムデータには撮影位置の情報も含めることができる。

【手続補正30】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正31】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0041

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0041】

【発明の実施の形態】

図1～図14に基づいて、本発明の実施の形態を説明する。

【手続補正32】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0052

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0052】

さらに、ユーザは、画像入力機能24を介して、所望の画像を地図情報に関連付けるこ

とができる。例えば、情報端末1が撮像機能を備えている場合は、情報端末1により撮像した画像情報を画像入力機能24を介してサービスサーバ10にアップロードすることができる。あるいは、情報端末1がPCカードやメモリ等の記録媒体からデータ読み取りが可能な場合は、記録媒体に記録されている画像情報をサービスサーバ10にアップロードすることもできる。また、サービスサーバ10内に予め用意されている画像情報（例えば、アイコンや背景画像等）を選択して使用することも可能である。

【手続補正33】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0059

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0059】

図3(a)に示すように、会員データベース81には、各会員を識別するための識別情報(ID)と、会員の氏名及び住所と、電子メールアドレス(e-mail)と、サービスサーバ10にログインしてアルバムサービスを利用するための認証情報(パスワード)と、各会員に割り当てられているアルバム記憶領域のアドレスと、アルバム全体の閲覧権限レベル(公開、非公開の別)と、アルバムの閲覧等を許可するメンバーのリスト等が対応付けられて記憶されている。

【手続補正34】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0110

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0110】

【発明の効果】

以上詳述した通り、本発明によれば、複数の情報を対応付けて登録し、閲覧させることができる、所定の端末間で情報を共有することが可能となる。